

多様な価値観を持つ社会や国家の平和的共存の方策

「多様性世界の平和的共生の方策」研究会

研究代表者：位田 隆一 国際高等研究所副所長、滋賀大学学長

多様な価値観、倫理觀、宗教、考え方を持つ国家や人々が平和的に共生するためにはどうしたらよいか。寛容と協調、互恵の精神を大切にしながら、人間の尊厳に立ち戻り、日本から新しい指標を提示して平和的共生のための価値観を構築する。そのため平和的共生を実現するための要素を指標として提示し、その基盤となる考え方を広く世界に発信していく。



参加研究者

氏名	所属・役職
位田 隆一	国際高等研究所副所長、滋賀大学学長
吾郷 真一	立命館大学法医学部教授
大芝 亮	青山学院大学国際政治経済学部教授
高阪 章	大阪大学名誉教授(大学院国際公共政策研究科)
内藤 正典	同志社大学大学院グローバルスタディーズ研究科教授
中西 久枝	同志社大学大学院グローバルスタディーズ研究科教授
中西 寛	京都大学公共政策大学院教授
東 大作	上智大学グローバル教育センター准教授
福島 安紀子	青山学院大学地球社会共生学部教授
星野 俊也	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
前田 直子	京都女子大学法学院准教授
峯 陽一	同志社大学大学院グローバルスタディーズ研究科教授
最上 敏樹	早稲田大学政治経済学部教授
モジュバ・サドリア	Director, Think Tank for Knowledge Excellence
モンテ・カセム	立命館大学国際平和ミュージアム館長

研究目的と方法

現代は多様性の世界である。さまざまな考え方、価値観、倫理觀、宗教等を持つ人々や社会、国家が平和的に共生できない原因は何か。その原因を取り除くための方策、そこから平和的共生に到る道をどうすれば描けるかについて検討する。そのため、現在広く使われている経済活動の指標であるGDPに代わって、人間中心の価値観に基づく指標を提言し、これを世界に発信して、多様性世界におけるレベルでの平和的共生の実現に進める。

人類はこれまで倫理、道德、あるいは宗教などによって、対立や紛争、戦争や暴力を克服する努力をしてきた。類似の課題は既に世界の各所で取り上げられて議論されているので、これらを集積し俯瞰的に批判、検討したうえで、寛容と協調、互恵の精神を持つ日本の価値観を基盤として新しい指標を検討することによって、日本発の他にない提案ができる、世界におけるこの種の議論をリードすることができる。

研究は以下の4段階に分けて行う。1)与えられた課題である「人間中心の価値観に基づく平和的共生のための方策」を概念としてどう捉えるか。2)GDPに代わる人間中心の価値観に基づく「指標」とはどのようなものか。欧米中心の価値観のみではなく、日本、アジア、イスラム、アフリカといったさまざまな価値観を統合する要素を探して、指標化する。3)新しい指標をさまざまなレベルに試行的に適用して、指標の実効性を検討する。4)策定した新しい指標とその基盤となる考え方を、日本から世界に発信し、議論を提起する。

2017年度実績報告

はじめに

2015、2016年度において、まずイデオロギー的色彩を持つ「平和的共生」の語を「平和的共生（Peaceful co-living）」に改めた上で、平和的共生の核となる考え方や概念、視点を明らかにしてきた。これまでの平和的共生の議論が主権国家間の平和的な並存関係に重点を置かれていたものに対して、国家という抽象的な存在(entity)は、日々生活している住民により構成されており、したがって、国家間に一見平和な状態が存在していたとしても、そこにいる人間について平和的共生が確保されていなければ、現在のような多様な価値観を持つ社会や国家の平和的な関係は構築しない。眞の平和的な共生は人間を視点としなければならない。

研究の最終目的として設定されている指標についても、世界、国家、共同体に生活する人間の視点から構築することが必要である。この観点に立って、これまでの検討を基礎に具体的な指標を提案した。この指標は、多様性の世界の中で平和的共生が達成されるために必要な要素であり、これら指標自体が目標を示している。

この提案は、「基本理念・原則」、「指標」、「指標の解釈(例示)」の3段階からなる。以下ではそれぞれの基本理念・原則の下でどのような指標があるかを述べる。指標とその例示的説明は表にして、最終報告書(http://www.iias.or.jp/research/core_program/no3)の28~29頁に「多様性世界の平和的共生の指標—平和的共生のための必要要素(理念/原則・指標・指標の解釈)」として掲載している。

基本理念・原則

平和的共生を考えると、いくつかのレベルで理念及び原則を考えなければならない。本提案ではそれをI.人間の尊厳、II.集団への帰属と疎外、III.集団間の関係、IV.平和的共生の規範の4つの概念に分けて提示した。それぞれ、個人のレベルで不可欠な要素、集団(コミュニティ)内における自己と他者の関係性、集団間の(緊張)関係、平和的共生が成立・永続するための規範を意味している。

I. 人間の尊厳

平和的共生が成立するためには、まずそこに生活する個人の尊厳が尊重され、維持されなければならない。すでに述べたように、多様性世界の平和を考える上において肝要なのは、単なる主権国家間の不戦の関係ではなく、そこに生活する住民一人一人の平穡で充足した生活である。したがって、個人における尊厳が尊重されない世界は、仮に戦争や緊張がなくとも、平和的共生が

実現しているとは言い難い。

平和的共生の状態にあるとき、人間の尊厳は、「1.欠乏からの自由」、「2.恐怖からの自由」及び「3.人間として認められること」の3つの原則が成立立つ。

1. 欠乏からの自由

この基本原則は、1941年に米国のF.ルーズベルト大統領が民主主義の原則として挙げた4つの自由のうちの一つである。平和的共生の文脈においては、さらに広く、国レベルにとどまらず、個人レベルで欠乏から自由でなければならぬ。それゆえ、この自由を測る指標は、4つの基礎的ニーズが充足されているか、すなわち、①衣食住の確保、②健康維持の確保、③教育を受ける権利の確保、④雇用機会の確保の4点において、安定した生活が確保できているかである。

2. 恐怖からの自由

これもルーズベルト大統領の4つの自由のうちの一つであるが、平和的共生においてはより一般的な内容を示す。恐怖は、集団内及び集団外から発生する。それゆえ、自己の所属する集団(コミュニティ)における⑤治安の状態が安全でなければならぬ。日常的に、安全な生活が送れることが平和を感じる必須条件である。いかに物質的に豊かであっても、治安状態が悪い状況では真に平和であると言えない。同時に、⑥他の集団からの安全、暴力の恐れはあるか、が問われなければならない。

3. 人間として認められること

この原則は、⑦他者から存在を認められること(存在理由)、⑧他者からの差別・不公平の有無(無差別)、⑨尊厳を持って生きる自由(人格の尊重)、⑩尊厳を持って生きる自由(自己決定権)の指標からなる。近年の民族・部族対立が、国外へ難民として逃れたり、国内避難民として居住地域から脱出することを余儀なくされた場合もこの中にに入る。

II. 集団への帰属と疎外

第2の原則は、自己がどの集団に帰属するか、また、当該集団の中で阻害されているかどうか、を中心として指標が構成される。集団への帰属と疎外の問題は、自己及び当該集団双方のI.アイデンティティと、ある者が帰属する又は帰属しようとするI.集団の包摂性inclusivenessと排他性exclusivenessにある。

4. アイデンティティ

アイデンティティの指標は4つである。自分がどの集団に帰属していると考えているかという⑪帰属集団の認識(自己認識)、自分が、例えば民族、宗教、国籍などの複数の基準により複数の集団に帰属しているときに、いずれの集団を⑫最も重要な帰属集団の認識(自己認識)、さらに、⑬他者は自分がどの集団に帰属していると認識しているか、及び⑭自分が帰属する又はその可能性のある複数集団のうちの最重要帰属集団はどれか(他者の認識)、によって判断される。

5. グループの包摂性・排他性

それぞれのグループ・集団・コミュニティは、固有の包摂性(inclusiveness)や排他性(exclusiveness)を持っている。そこで、指標として、⑮帰属集団の政策・意思決定への満足度、⑯帰属集団の意思決定への参加度合い(疎外の認識)、⑰帰属集団の意思決定における尊重の度合い、⑱帰属集団の意思決定・実施に対する貢献度(自己認識)、⑲帰属集団内の意思決定・実施における貢献度(他者の認識)の5つが考えられる。これは自己が集団の意思決定や活動における参加の程度であると考えることができる。

III. 集団間の関係

「平和」を考えるとき、最も重要と考えられるのが、集団間の関係である。とりわけ、大集団、つまり国家レベルでの集団間の関係が友好関係に成長し、また戦争につながる。この関係性を決定するのが、「6. 集団間の相違の認識」と「7. 相違グループ間の関係」である。

6. 集団間の相違の認識

平和的共生の関係の構築で指標となるのは、⑳帰属集団の相違認識と㉑集団間の不平等認識である。この認識が強ければ強いほど、平和的共生は困難となり、希薄になればなるほど、同一意識が強くなり、共生の度合いは大きくなる。

7. 相違グループ間の関係

一国内の緊張や抗争は、相違が認識され、差別や不平等が生じることによって、発生し、拡大する可能性が出てくる。しかし、双方のグループ間で接触や交渉などなければ、それが新たな緊張の発生やエスカレートにつながるわけではない。集団間の相互関係・相互活動が対立や戦争を生むことにつながる。それゆえ、ここでの指標は、㉒過去・現在・未来における集団間対立・紛争、及び㉓異なる集団に対する見方である。

IV. 平和的共生の規範

平和的共生を構築し、維持するためには客觀的な平和的共生の規範の策定と遵守が必要と考えられる。これは必ずしも厳格な法規範(国際法や国内法)でなくとも、道徳倫理規範であってもよい。国際社会においては法規範は眞の意味での制約機能を持っていないから、規範において重要なのは、それが客觀的な社会規範であると認識されること及びそれが遵守されることである。つまり、社会規範意識と遵守意識がなくてはならない。その中で、平和的共生を考えるとき、指標となる中心規範は、㉔非暴力、㉕寛容、そして㉖責任である。これらの規範が共有されることが平和的共生の基盤といえる。

今後の計画・期待される効果

平和はそのための努力なくしては得られない。このことを改めて認識しなければならない。とりわけ、多様性の世界においては、「異」に対する心理的負担から始まって、実際の異なる価値観、意思・判断・行動パターン・生活様式などを乗り越えて、「共に生きる」ことは容易ではない。しかし、多様性の中でも共に生きることができなければ、人類の滅亡につながる。我々はこのことを念頭において、平和的共生の指標を認識し、適用し、実施して行かなければならない。

多様性世界の平和的共生は努力やコストなどの負担のみを強いるものではない。多様性はこれまでにない様々な創造的 possibility を内包している。将来の地球社会に多様性の大輪の花が咲き誇ることを想像しながら、我々の努力は続く。本提案は、そうした未来社会に進むための指標であり、目標である。